

令和5年5月31日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事の1期工事完成日の再延伸の申し入れについて

1 主旨

本庁舎等整備工事については、令和4年12月、工事進捗の遅延により1期工事の完成予定日を2ヶ月間延伸することとし、令和5年9月の1期棟完成に向けて工事を進めてきた。

そうした中、5月24日付けで、工事受注者である大成建設株式会社東京支店より、さらに最大で6ヶ月間の1期工事完成日の延伸が必要との申し入れ文書の提出があった。区としては、突然の、受け入れ難い申し出であり、工事受注者に対して、「工程遅延にかかる経緯等報告書」の提出を求めているところである。今後、状況を検証の上、改めて、当委員会で報告する。

2 延伸にかかる主な経緯

- 令和4年12月16日 1期工事完成日の2ヶ月延伸について、DX推進・公共施設整備等特別委員会で報告
- 5年1月31日 1期工事完成日を7月末から9月末に修正した工程表を、工事受注者より受領
- 2月28日 確実な工程履行に向けた対策について、DX推進・公共施設整備等特別委員会で報告
- 4月15日 夜間・休日工事実施に向けた隣接住民を対象とした説明会の開催
- 5月13日 (同上)
- 5月19日 工事受注者より、最大6ヶ月の工程延伸の申入れ(口頭)
- 5月23日 特別職による工事受注者への事情聴取
- 5月24日 工事受注者より、上記内容の申し入れ文書を受領

3 区としての考え

工事受注者は、本年1月に、2ヶ月延伸の修正工程表を作成し提出しており、現時点での、6ヶ月延伸の申し入れは、区として理解できない事態であるので、その経緯、原因等について、誠実な回答をまずは求めていく。

4 今後の予定

- 令和5年6月上旬 工事受注者より「工程遅延にかかる経緯等報告書」を受領
1期工事完成日の再延伸にかかる詳細並びに再延伸に伴う影響について検証
- 6月21日 上記検証結果について報告(本委員会)

配布資料 1

2023年5月30日
大成建設株式会社

世田谷区本庁舎等整備工事における 1 期工事完成日 の再延伸についてのお詫びとご報告

大成建設株式会社（社長：相川善郎）が施工する世田谷区本庁舎等整備工事におきまして 1 期工事の工程の再遅延が発生し、世田谷区様ならびに世田谷区民の皆様はじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

【事象発生状況】

当該工事において施工計画の検討及び工程管理が至らなかったことにより工程の遅延が発生しており、今後の工事において工程の回復を検討いたしましたが、1 期工事の完成日について最大 6 ヶ月の延伸をお願いせざるを得ない状況となりました。これにつきましては弊社の落ち度であり、重く責任を受け止めております。

【今後の対応】

- ・ 1 期 工 事：経過や原因、対策をとりまとめて、6 月 9 日までに世田谷区様へ提出させていただいた上で、工程等を見直し、改めてお引渡日をご報告させていただきます。
- ・ 2 期・3 期工事：工程・工法等を見直しの上、お引渡日については改めて世田谷区様へご報告させていただきます。

今後は、1 期工事の完成に向けて弊社として全力を尽くしてまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

大成建設株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 広報室
TEL：03-5381-5011

配布資料 2

令和 5年 5月 24日

世田谷区長 保坂 展人 様

大成建設株式会社

代表取締役社長 相川 善郎

世田谷区本庁舎等整備工事における 1 期工事完成日の再延伸について

この度は、弊社で現在施工中の世田谷区本庁舎等整備工事におきまして 1 期工事の工程の再遅延が発生し、世田谷区様はじめご関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

当該工事において施工計画の検討及び工程管理が至らなかったことにより工程の遅延が発生しており、今後の工事においての工程の回復を検討いたしましたが、1 期工事の完成日について最大 6 ヶ月の延伸をお願いせざるを得ない状況となりました。これにつきましては弊社の落ち度であり、重く責任を受け止めております。

つきましては、経過や原因、対策をとりまとめ、6 月 9 日までに提出させていただいた上で、工程等を見直し、改めてお引渡日をご報告させていただきます。

なお、2 期・3 期工事につきましても、工程・工法等を見直しの上、お引渡日については改めて世田谷区様にご報告させていただきます。

今後は、1 期工事の完成に向けて弊社として全力を尽くしてまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2023年5月30日
大成建設株式会社

世田谷区本庁舎等整備工事における再延伸の経緯説明資料

1. 本件工事の概要

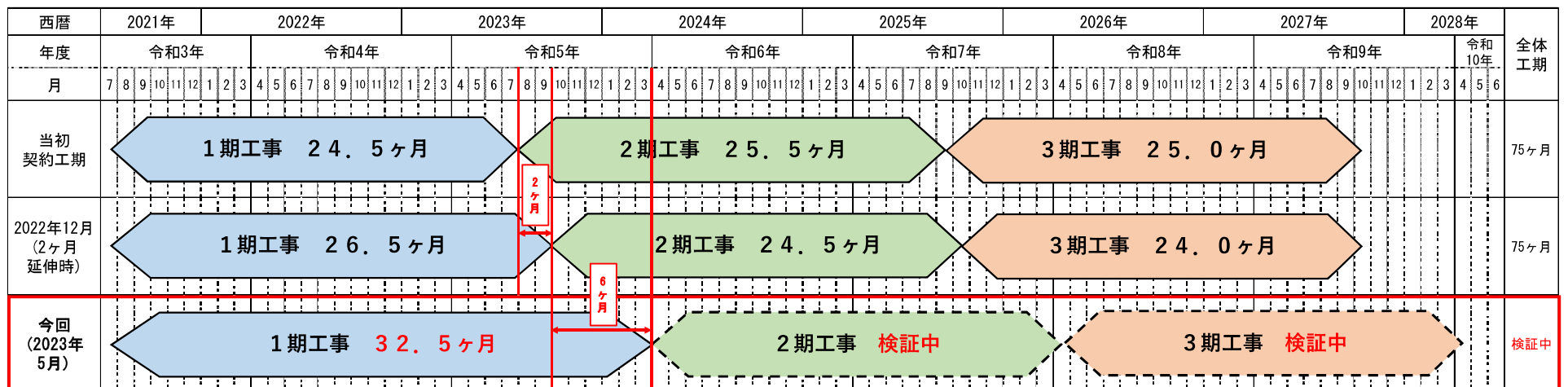
(1) 工事概要

工事名称	世田谷区本庁舎等整備工事
発注者	世田谷区
設計者	株式会社佐藤総合計画
工事監理者	株式会社佐藤総合計画、世田谷区
施工者	大成建設株式会社 東京支店
工事概要	(東庁舎 1期、2期) 地上10階、地下2階、塔屋2階 (西庁舎 1期、2期、3期) 地上5階、地下2階、塔屋1階

(2) 本件工事に関する経緯

2020年9月	「世田谷区本庁舎等整備工事」を公告
2021年5月	当社が受注者に選定され、工事請負契約を締結
2021年7月	1期工事着工
2022年12月	工程遅延により1期工事を2ヶ月延伸
2023年5月	24日『世田谷区本庁舎等整備工事における1期工事完成日の再延伸について』を世田谷区に提出（延伸申入れ）

2. 工程延伸について



以上

【説明者名簿】

大成建設(株) 常務執行役員東京支店長

なかむら

ゆうこう

中村 有孝

大成建設(株) 東京支店建築部建築第二部長

たかしま

ひろし

高島 洋

大成建設(株) 本社建築本部企画戦略部長

やまぐち

ゆうすけ

山口 祐輔

大成建設(株) 本社管理本部総務部総務室長

あべ

きみたけ

阿部 公威



令和 5年 5月 24日

世田谷区長 保坂 展人 様

大成建設株式会社
代表取締役社長 相川 善郎

世田谷区本庁舎等整備工事における1期工事完成日の再延伸について

この度は、弊社で現在施工中の世田谷区本庁舎等整備工事におきまして1期工事の工程の再遅延が発生し、世田谷区様はじめご関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

当該工事において施工計画の検討及び工程管理が至らなかったことにより工程の遅延が発生しており、今後の工事における工程の回復を検討いたしましたが、1期工事の完成日について最大6ヶ月の延伸をお願いせざるを得ない状況となりました。これにつきましては弊社の落ち度であり、重く責任を受け止めております。

つきましては、経過や原因、対策をとりまとめ、6月9日までに提出させていただいた上で、工程等を見直し、改めてお引渡日をご報告させていただきます。

なお、2期・3期工事につきましても、工程・工法等を見直しの上、お引渡日については改めて世田谷区様にご報告させていただきます。

今後は、1期工事の完成に向けて弊社として全力を尽くしてまいります。引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

5 世庁舎建第 10 号
令和 5 年 5 月 24 日

大成建設株式会社
代表取締役社長 相川善郎 様

世田谷区長 保坂展人

世田谷区本庁舎等整備工事における 1 期工事完成日の再延伸の申し出について

令和 5 年 9 月末の 1 期棟竣工まで 4 か月である現時点で、今回の 1 期工事完成日について、さらに最大 6 か月の延伸は理解できるものではありません。新庁舎供用開始に向けて、区役所内外で様々な準備が動き出している状況であり、その影響は計り知れず、区として到底承知できるものではありません。

令和 5 年 5 月 23 日に実施した本件にかかる事情聴取で示された工程遅延の要因については、事前に予測し対応可能な内容であると考えます。

今後、工程の再延伸に至った原因と責任を明確にする必要があり、別添資料に記載する内容を含め、迅速に「工程遅延に係る経緯等報告書」として作成し、提出いただくことを要請します。

令和5年5月24日
世田谷区庁舎整備担当部長 佐藤絵里

世田谷区本庁舎等整備工事の「工程遅延に係る経緯等報告書」の提出について

工程の遅延に至った原因と責任の所在、今後の見通し、改善に向けた対策等を明らかにするため、「工程遅延に係る経緯等報告書」を、回答期限までに提出して下さい。報告書の作成にあたっては、下記項目についての貴社としての回答を含めてお示し下さい。

記

1 工程遅延に係る経緯等報告書（1期工事）【回答期限 令和5年6月9日（金）】

（1）6か月延伸の工程について

- ・大幅な工程遅延の可能性を認識した時期、経過を示すこと。
- ・最大6か月の延伸が必要な理由について示すこと。
- ・工程検証の過程（担当者、体制、決定者、詳細工程表等）を示すこと。詳細工程表については、根拠資料を提出すること。
- ・区への報告が5月19日となった理由を示すこと。

（2）2か月延伸時（令和5年1月31日時点）の修正工程表について

- ・工程検討の過程（担当者、体制、決定者、詳細工程表等の有無）を示すこと。
- ・工程検討の過程について、2か月延伸時と、（1）の6か月延伸時との違いを明確に示すこと。
- ・修正工程表の作成時点で、今回、発見された工程上の不整合等、今後の延伸リスクを反映できなかった理由を示すこと。
- ・本支店の支援の有無及び現場作業所からの支援を求めの有無を示すこと。無い場合は、その理由を示すこと。
- ・総合評価方式での入札時に提出された技術提案書で、「東京支店の工事部門幹部が支援する運営体制」として、工事部門幹部が参画する運営委員会を設置し、人材、資機材、コスト、工程管理の状況を共有し、課題解決の方針を定めます、とされていますが、運営委員会の開催実績及び検討内容について示すこと。

（3）入札時（令和2年9月7日公告）及び着工後の当初工程（令和3年7月30日）における工期への認識について

- ・入札時点での75か月の全体工期について、どのように認識していたか、示すこと。
- ・それぞれの工程検討の過程（担当者、体制、決定者、詳細工程表等の有無）を示すこと。

(4) その他

- ・ 8か月もの工程遅延が生じたことに対する社としての受け止めを示すこと。
- ・ 貴社の他事例で、大幅な工期遅延事例があれば示すこと。

2 工程遅延に係る経緯等報告書(2・3期工事)【回答期限 令和5年7月14日(金)】

(1) 2・3期工事の工程検証結果について ※契約工期の確定

- ・ 工程検証の過程(担当者、体制、決定者、詳細工程表等)を示すこと。詳細工程表については、根拠資料を提出すること。

(2) 今後の確実な工程履行に向けた取組みについて

- ・ 本支店等による定期的な工程検証や第三者による確認体制等、確実な工程履行に向けた具体的な取り組みを示すこと。
- ・ 本支店等の工事部門の具体的な現場バックアップ体制を示すこと。
- ・ 施工品質確保を見据えた現場技術者の配置計画を示すこと。

以上